

共通認識

2015.1.24 生田中学校避難所運営会議

担当

1. 避難所開設

運営委員会

- 開設の要件 ①運営委員会が避難所現場で編制できること。
- ②避難所の安全性が確認されること。
- ③収容区画の明示が完了すること。
 - ・通路・町会、自治会・その他

2. 運営委員会の編制 1) 集合した運営委員

- 2) 町会・自治会自主防災組織からの応援者
- 3) ボランティアによる補充

3. 避難者の受付 「被災世帯登録カード」により受付する。 総務班受付担当

4. 避難者の選別と収容場所

- 1) 健常者 体育館避難所（町会・自治会、その他、区画を明示）
- 2) 要介護者 創作センター避難所（家族同伴 1名）
- 3) 伝染性疾病者 救護班扱い 専用室A（創作センター2F）
- 4) 負傷者 救護班扱い 専用室B（創作センター2F）
- 5) 犬、猫、鳥その他 収容場所=屋外。避難所室内には入れない。
飼料、し尿処理等の面倒は飼い主の責任とする。
- 6) 自動車の避難者 校庭内の指定区画

5. 案内

総務班案内担当

- 1) 選別に従い案内する。
- 2) 健常者には運営委員のボランティアを依頼する。
ボランティア にはマニュアルの習得を促す。

6. 物資管理

食糧物資班備蓄庫担当

開設後直ちに

- 1) 仮設トイレ 環境衛生班に出庫する。
- 2) 炊き出し器具 食糧物資班炊き出し担当へ出庫する。
- 3) 発電機等 環境衛生班へ出庫する。
- 4) 救急器具衛生用品 救急班に出庫する。
- 5) 毛布 体育館舞台に出庫する。避難者 1名 2枚宛て配布する。
- 5) 食糧、飲料水 入出庫を備蓄庫で管理する。
- 6) 用具(シャベル等) 貸し出しを備蓄庫で管理する。

7. 不足機材調達

各班の要求を取りまとめ、必要数を行政当局に要求する。

総務班